

監事監査報告書

平成26年5月20日

社会福祉法人嶋福社会
理事長 岡田昌成 殿

監事 原利明 

監事 佐藤敬子 

社会福祉法人嶋福社会の平成25年度事業に関して、関連する法令及び通知に基づき理事の業務執行状況及び財産の状況について監査を実施しました。

監査の結果、事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業収支計算書及びこの法人が定める経理規程の諸帳簿、明細書、並びに台帳等について、以下の点について改善、検討が必要と認めたので報告します。

記

改善事項は、別紙のとおり

平成25年度事業及び会計監査における付改善及び検討事項

1 施設運営について

(1) 梨花(障害者自立支援施設／就労継続支援B型)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(2) さくらの家(共同生活介護・共同生活支援施設)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(3) 藻塩の里(塩釜市地域活動支援センター)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(4) さくらんぼ(障害者自立支援施設／就労継続支援B型)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

施設内の衛生環境が不適切と推測されるため、施設内の衛生環境を早急に整備すること。

現在、借用中の建物の賃借料及び部屋の手狭から考えると、新たに何れかの箇所への移転を含め、施設(職員を含む)及び法人として早急に検討を重ね方針を定め、移転計画を作成のこと。

(5) さくら学園(障害者自立支援施設／就労継続支援B型)

さくら学園の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(6) 檜の樹(障害者自立支援施設／就労継続支援B型)

現在の施設の定員及び日々の実利用者数や施設内の活動スペース等を勘案し、今後の運営方針について、施設(職員を含む)及び法人として早急に検討を重ね方針を定め運営計画を作成のこと。

(7) しおーも(障害者福祉相談支援センター)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(8) さくらぐりーん(福祉用具貸与・販売)

事業所の運営規程を現状に則した整備を行うこと。

(9) 桜花(特別養護老人ホーム)

現在事業は、休止中のようなものであるが、今後について早急に検討し、方針を定めること。

2 会計処理について

(1) 一般会計について

資金収支計算書の「福祉事業活動による収支の部」の支出欄に「雑損失」の勘定科目が使用されているが、内容を精査したところ、平成23・24年度分の時間外勤務手当の計算の誤りによる追給分と国保連合会への自立支援費請求分の二重

計上による未収金計上のためとの事なので、時間外勤務手当の追給分は、人件費の職員手当に計上し、国保連合会への自立支援費請求分の二重計上分の未収金は「財務活動による収支の部」の「流動資産評価減等による資金減少額等」に雑損失としての計上のこと。また、事業活動収支計算書の「事業活動外収支の部」の雑損失に計上のこと。

経理区分間繰入金収入に公益事業特別会計から繰入しているので、会計単位間繰入金収入で計上のこと。

(2) 就労支援事業特別会計について

経理区分間繰入金収入と同繰入金支出は、同額とならなければならないため、不合の原因を調査し、修正のこと。

(3) 公益事業特別会計について

経理区分に「日中一時支援事業」が含まれているが、利用定員から見れば、社会福祉事業として、一般会計に計上されるべきではないか。ただし、本事業が平成25年度限りとのことなので、現行のままとする。

経理区分間繰入金支出に一般会計へ繰入しているので、会計単位間繰入金支出で計上のこと。

(4) 貸借対照表について

資産の部の流動資産の現金預金を現金と預金に分けて計上のこと。

(5) 財産目録について

貸借対照表と同様に、資産の部の流動資産の現金預金を現金と預金に分け、且つ現金については、小口現金と現金に分けて計上のこと。

預金については、取引中の全ての口座を「取引金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「事業所名」等を明記のこと。

固定資産の土地については、登記簿謄本どおりに地番、地目、面積を明記のこと。

3 法人運営について

(1) 定款について

第1条中に事業名まで記載されているので、現行の定款準則に基づき、事業名は、第2条として記載のこと。

第18条資産の区分に、売却済みの多賀城市内の土地が記載されているので、削除すること。

同条の建物欄に特別養護老人ホーム櫻花の建物が記載されているが、既に取り壊し済みのため、建物の抹消登記完了済みを確認のうえ、削除すること。

(2) 経理規程について

第2条の経理事務の範囲に第11号として「税務に関する事項」を追加すること。

第57条指名競争契約の後に、「予定価格の作成」「予定価格の決定」「入札執行」「入札書の無効」「落札者への通知」を追加すること。

第58条随意契約の後に、「見積書の聴取」を追加すること。

第60条契約書の作成を省略することができる場合の後に、「検査調書の作成」「検査調書の作成の省略」を追加すること。

第12章として「税務の範囲と申告納付」「資産総額の登記」「収支計算書の提出」「委任」を追加すること。

(3) 就業規則について

職員の就業時間の明確な明記をすること。

(4) その他の規程規則について

各種規程規則が、法人設立以来見直しがされていないため、現行法律に適さないものが見受けられるので、早急に諸規程の見直しに着手のこと。

法人創設以来、運営施設数及び事業が多数見られるので、組織規則の新規作成と各施設及び事業の事務分掌を作成すること。

文書管理規程を整備のこと。

その他、全ての事業運営規程を整備のこと。

4 その他

(1) 理事会、評議員会の開催通知について、事前通知の後に審議すべき事項の議案書として、資料等を事前に送付のこと。

(2) 監事会の際は、各施設及び事業ごとに事業報告書を事前に求め法人事務局において編纂し、会計関係資料として、法人総括、会計単位ごと、経理区分ごとの資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録(法人全体)と経理規程上決算に必要な会計帳簿及び各種台帳並びに各種明細表を準備のこと。

以上